みどり市公共施設等劣化状況調査業務に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和８年１１月１３日

みどり市長　須藤　昭男

１．事業概要

（１）事業名

みどり市公共施設等劣化状況調査業務

（２）業務内容

別紙「みどり市公共施設等劣化状況調査業務仕様書」のとおり。

（３）履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月３１日まで

２．参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たすこと。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。

（２）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続きの開始の申立てがなされている者又は、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始決定後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（３）みどり市暴力団排除条例（平成 24 年みどり市条例第 12 号）第 2 条各号に規定する暴力団又は暴力団員等に該当しないこと。

（４）過去おおむね 5 年間に、国、地方公共団体その他公共団体が発注した、次のいずれかに類する業務の実績を有すること。

・公共施設の劣化状況調査
・公共施設等総合管理計画又は個別施設計画に関する業務
・公共施設の再編・集約化・長寿命化等の検討
・施設評価、公共施設マネジメント又は住民参画支援

（５）本業務を遂行するために必要な専門的知識及び人員体制を有すること。

（６）法人税、市税、消費税等を滞納していないこと。

（７）その他法令に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。

３．手続

みどり市公共施設等劣化状況調査業務に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）等による。

なお、実施要領、仕様書（案）、各種様式等は、みどり市ホームページ上で公開する。

４．事務局

（１）所在地

群馬県みどり市笠懸町鹿 2952 番地（みどり市役所　笠懸庁舎）

（２）担当窓口

みどり市 総務部 管財課 公共施設管理係

≪電子メール≫　kanzai@city.midori.gunma.jp

≪電話番号≫　　0277-46-7779（直通）